

平成31年3月第2回室戸市議会定例会会議録（第6号）

1. 日 時 平成31年3月25日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 武 井 知 香
事務局次長兼班長 谷 村 直 人
議 事 班 主 任 千代岡 陽 子
議 事 班 主 事 小 椋 雄 平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税 務 課 長 長 崎 潤 子
市 民 課 長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 大 西 亨
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之	生涯学習課長 和 田 庫 治
水道局長 西 村 城 人	消 防 長 藤 本 昇
監査委員事務局長 中 岡 佳 子	

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 室戸市移住促進住宅設置及び管理条例の一部改正について
議案第2号 室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について
議案第3号 室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

- 議案第9号 平成30年度室戸市一般会計第8回補正予算について
議案第11号 平成31年度室戸市一般会計予算について
議案第19号 室戸勤労者体育センターにおける指定管理者の指定について
議案第25号 吉良川まちなみ拠点施設における指定管理者の指定について
(総務文教委員会委員長報告)

- 日程第2 議案第4号 室戸市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第5号 室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第6号 室戸市すこやか子育て祝金支給条例の一部改正について
議案第7号 室戸市園芸用サポートハウス減額貸付条例の制定について
議案第8号 室戸市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
議案第10号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第6回補正予算について
議案第12号 平成31年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第13号 平成31年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算について
議案第14号 平成31年度室戸市介護保険事業特別会計予算について
議案第15号 平成31年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算について
議案第16号 平成31年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算について
議案第17号 平成31年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第18号 平成31年度室戸市水道事業会計予算について
議案第20号 室戸市農業共同作業所における指定管理者の指定について
議案第21号 水産関係施設における指定管理者の指定について
議案第22号 水産関係施設における指定管理者の指定について
議案第23号 水産関係施設における指定管理者の指定について
議案第24号 室戸市漁具共同作業所における指定管理者の指定について
議案第26号 市道路線の認定について

(産業厚生委員会委員長報告)

- 日程第3 議案第27号 副市長の選任について
日程第4 議案第28号 教育長の任命について
日程第5 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 議案第30号 室戸市議会委員会条例の一部改正について
日程第7 議案第31号 室戸市議会会議規則の一部改正について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第7まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名中、遅刻届1名、現在12名の出席でございます。

遅刻議員は、山下浩平議員、15分の遅刻でございます。

なお、執行部から説明員の変更届があり、和田生涯学習課長が出席いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（濱口太作君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、議案第1号室戸市移住促進住宅設置及び管理条例の一部改正についてから議案第25号吉良川まちなみ拠点施設における指定管理者の指定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。竹中総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（竹中多津美君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第1号室戸市移住促進住宅設置及び管理条例の一部改正についてから議案第25号吉良川まちなみ拠点施設における指定管理者の指定についてまで、以上7件につきましては、今期定例会におきまして当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、3月15日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第1号室戸市移住促進住宅設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、移住促進住宅の総戸数と移住者数及び職業について質疑があり、執行部から、移住促進住宅の総戸数は6戸である。平成30年度の移住者は、3月14日時点で14組、24名であり、主な職業についてはNPO法人や水産業関係などであると答弁がありました。

次に、移住後の生活に対するケアが一番大事であると考えているが、できているのかと質疑があり、移住相談を通じて移住する方への必要な情報提供はしており、また本市の民間移住支援団体からの情報提供も行うなど、移住者へのケア対応は行っていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてで

あります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、地方公共交通会議に出席する場合、委員は仕事の時間をとられることになることから、上程された報酬額より高くてもよいと考えるが、この報酬額は何を基準として設定されたのかと質疑があり、市が諮問を行うような類似した会議の委員報酬額については同条例により統一されていることから、今回の報酬額についても同額としていると答弁がありました。

次に、警察や行政機関など、公務で出席をする委員に対する報酬の支払いはどうなるのかと質疑があり、公務で会議に出席する委員への報酬費の支給は確認の上、無償としているが、独立行政法人などは支給が可能であることから、お互い確認の上で進めていくことになるかと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成30年度室戸市一般会計第8回補正予算についてであります。

まず最初に、企画財政課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、歳入17款1項1目財政調整積立基金繰入金及び地方債の補正について質疑があり、執行部から、今回の補正後の財政調整基金の額については約16億9,000万円、対前年度比で約1億6,100万円の減となる見込みである。また、地方債の残高については約131億8,000万円、対前年度比で約7億7,000万円の増となる見込みであると答弁がありました。

次に、債務負担行為の補正について、室戸海洋深層水体験交流センター及びキラメッセ室戸鯨館における指定管理料の変更理由は何か、また施設を修繕する場合、一定額以上は市が修繕を行うなど修繕費の支払いの取り決めはあるのかと質疑があり、室戸海洋深層水体験交流センターについては燃料費の高騰など、またキラメッセ室戸鯨館については、来年度から消費税が10%となることから光熱水費等の消費税分を増額するものである。施設に係る修繕費の支出の取り決めについては、10万円までは指定管理者が行い、それ以上の金額であれば市が施設の修繕をすることが多いと答弁がありました。

次に、選挙管理委員会関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款4項2目室戸市長選挙費について、今回の市長選は過去に比べて投票率が上昇しているが、高齢者が投票しやすい環境をつくるなど投票率アップへのさらなる取り組みについて検討しているかと質疑があり、執行部から、投票率アップの取り組みとして、次の選挙から投票所内の土足化を6カ所ふやすよう検討していると答弁がありまし

た。

次に、財産管理課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、7款5項2目15節、市営住宅補修整備工事費1,163万1,000円の減額理由について質疑があり、執行部から、入札減によるものであると答弁がありました。

次に、7款5項1目19節、老朽住宅除却事業費補助金1,330万円について、なぜ3月補正の予算計上となったのかと質疑があり、今年度予定していた移住関係の補助金に不用額が生じたため、申請件数の多い同補助金に繰越明許費の補正予算として組み替えるものであると答弁がありました。

次に、福祉事務所関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款2項1目20節、児童扶養手当について、約1,000万円の減額となった理由は何かと質疑があり、執行部から、実績に基づき予算計上していたが、対象者の見込みが少なかったため、当初の見込みより減額となったと答弁がありました。

次に、防災対策課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項13目15節、津波避難施設等整備工事費の2,131万3,000円の減額理由について質疑があり、執行部から、地権者の同意が得られなかったことなどにより路線数が減少したことや、地元との協議を重ねる中で路線が変更となったことなどによるものであると答弁がありました。

次に、税務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款2項2目14節、eLTAXASP使用料について、eLTAXASPとは何であるかと質疑があり、執行部から、地方税の申告と国税連携の電子申告システムであると答弁がありました。

次に、保健介護課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項1目18節、公用車購入費について、56万4,000円の入札減となっているが、公用車の車種と購入予算額は幾らに設定していたのか、また入札には何事業者が参加したのかと質疑があり、執行部から、軽四箱バンの公用車を購入するものである。135万4,000円で予算計上を行い、入札を実施したところ、79万円での落札となった。参加事業者数は市内の7事業者であると答弁がありました。

次に、3款1項8目19節、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の事業内容と事業者数について質疑があり、中山間地域の高齢者に対する介護サービスを確保するため、介護サービスを提供する介護サービス事業者に対して補助金を交付するものである。平成30年度は10事業所が利用していると答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項3目1節の地域おこし協力隊員報酬の減額理由等について質疑があり、執行部から、平成30年度当初から地域おこし協力隊員を1名雇用する予定

であったが、ことし1月の雇用となったためであると答弁がありました。

総務課、市民課、人権啓発課、学校保育課、産業振興課、建設土木課、生涯学習課、消防本部関係につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成31年度室戸市一般会計予算についてであります。

まず最初に、企画財政課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項6目1節、地域おこし協力隊員報酬について、地域おこし協力隊員は報酬が支給されているが、勤務時間中にイベントなどに参加して物品販売を行うことは問題ないのかと質疑があり、執行部から、勤務時間中の販売等による個人収入については、地域おこし協力隊員は受け取れないこととなっている。勤務時間は週29時間であり、勤務命令簿により勤務状況の把握は行っている。副業は認められているが、市民の誤解が生じないようにしっかりと説明していきたいと答弁がありました。

次に、2款1項6目19節、出会いのきっかけづくり事業費補助金について、事業を実施しても参加人数が集まらなると聞く。市内の商工、農業者団体などに企画事業を提案するなど、市から出会いの場をふやす働きかけを行ってはどうかと質疑があり、この事業は本市にとっても大切な事業であることから、現在これを活用している団体等への意見聴取を行い、事業内容について検討していくと答弁がありました。

次に、消防本部関係であります。

執行部の説明の後、委員から、8款1項4目15節、消防施設整備工事費及び17節、消防施設用地購入費について、今回の予算により、消防屯所の大体の建てかえ事業は完了するのかと質疑があり、執行部から、消防屯所の建てかえ事業については、椎名地区など未実施の屯所もある。今後についても、事業を継続して取り組んでいきたいと答弁がありました。

次に、18節、消防車等購入費について、どこの分団の消防車を購入するのかと質疑があり、執行部から、佐喜浜分団の積載車と消防本部の警防車を1台ずつ購入するものであると答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課関係であります。

執行部からの説明の後、委員から、6款1項3目8節、恋人の聖地活用事業報償費について、本市は3カ所の恋人の聖地に認定を受け、イベントも開催をしていた。さまざまな取り組みを行うことにより、交流人口の拡大にもつながると思う。課の取り組み姿勢について聞くと質疑があり、執行部から、恋人の聖地については、全国展開している恋人の聖地プロジェクト企画に毎年参加をしており、昨年は恋人の聖地のPRとしてポッキーを配布した。今後も有効活用に努めていくと答弁がありました。

次に、6款1項4目13節、企画展等委託料の事業内容について質疑があり、室戸世界ジオパークセンター内にて行う、高知コア研究所と連携したイベント企画展を現在予定している。そ

の他、全国のジオパークを紹介するポスター展などの企画展もあると答弁がありました。

次に、保健介護課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項5目8節、夢ひろば舞台スタッフ謝礼について質疑があり、執行部から、夢ひろばの舞台スタッフに対する年間分の謝礼であると答弁がありました。

次に、15節、デイサービス入浴施設改修工事の内容について質疑があり、デイサービスの入浴施設が19年経過をしており、たび重なる故障も発生している。ボイラーなど全ての機器の耐用年数も超過していることから、今回改修を行うものであると答弁がありました。

次に、総務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項11目13節、電算機器保守ほか委託料、及び14節、電算機器ほか賃借料について質疑があり、執行部から、13節の委託料については、元号への対応作業や地域インターネットの保守料などが含まれていることから必要な経費であり、また14節の賃借料については、基幹業務サービスの利用料やシステム賃借料、セキュリティ強化対策などが含まれていることから必要な経費であると考えていると答弁がありました。

次に、財産管理課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項5目7節、バス運転手賃金について、使用するバスと仕事内容はどのようなものであるのかと質疑があり、執行部から、市有のマイクロバスを使用し、学校の行事や公共的な行事などに使用するバスの運転を行うものであり、執務時間に応じて賃金を支払うものであると答弁がありました。

次に、15節、庁舎修繕ほか工事費について、庁舎のどこを工事するのかと質疑があり、執行部から、主なものは、市民課と税務課の停電時における窓口業務の事務遅滞を防ぐための電源の増設工事や、通路の天井に設置している非常灯の修繕などであると答弁がありました。

次に、防災対策課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項13目15節、津波避難タワー整備工事費について、菜生地区の津波避難タワーには囲いや屋根を設置するのか、保育所が近く日照権の問題はないのか、また何日分の非常食が備蓄されているのかと質疑があり、執行部から、津波避難タワーは一時的避難場所であるという考えから、これまで市内に整備した津波避難タワーと同様、囲いや屋根は設置しない。日照権については、周囲に日照権の問題は発生しないことは設計の段階で確認している。また、備蓄品については、市内の分散備蓄としてミルクやおむつなどを備蓄する予定である。食料品については3日分にふやすことを進めていると答弁がありました。

次に、19節、災害対応型給油所整備促進事業費補助金について、どういった給油所が対象となるのか、また毎年予算計上するのかと質疑があり、L1津波が到達しない高さにある給油所が対象となる。発災時にガソリンを供給するための発電設備などを整備する給油所において、補助金を支給するものである。毎年度、要望調査は行っており、平成31年度は1事業所の要望



があったことから予算計上していると答弁がありました。

次に、税務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、歳入1款4項1目市たばこ税について、平成31年度の予算は去年に比べ約1,000万円の減収となっているが、今後はどうのように推移すると考えるのかと質疑があり、執行部から、ここ数年間の税収は減少している。今後も、たばこ税の値上げや健康面の配慮などにより、たばこ税の減収が想定されると答弁がありました。

次に、産業振興課、農業委員会関係であります。

執行部の説明の後、委員から、5款3項1目19節、漁船導入支援事業費補助金及び水産施設防犯カメラ設置支援事業費補助金について質疑があり、執行部から、漁船導入支援事業費補助金については、現在、要望のあった佐喜浜地区と室戸岬地区の漁業者に対し、補助を予定している。事業実施に当たり、一定の経営判断を高知県漁協や関係機関に行っていただくことになる。水産施設防犯カメラ設置支援事業費補助金については、室戸統括支所に設置する予定であり、今後、各支所と協議を行いながら設置を進めていくと答弁がありました。

次に、6款1項1目8節、ふるさと室戸応援寄附金お礼品について、お礼品の額について10億円を目指すとのことだが、どのように取り組んでいくのかと質疑があり、平成31年度から、地域おこし協力隊を3名配置し、商品の掘り起こしや既存商品の磨き上げ、またメディアを活用した宣伝活動を行うなど、積極的に取り組んでいくと答弁がありました。

次に、学校保育課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、9款1項2目8節、室戸高校入学祝い金について質疑があり、執行部から、室戸高校入学祝い金については、室戸高校の魅力化の第一歩であり、今後、多くの意見も反映させながら支援していきたいと答弁がありました。

次に、9款5項3目、学校給食共同調理場について質疑があり、学校給食共同調理場については、本年9月から室戸中学校の学校給食が開始される準備予算を計上しており、これにより市内全ての学校給食が提供できる見込みであると答弁がありました。

次に、生涯学習課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、7款4項2目18節、運動広場用備品購入費について、室戸市中央公園にて使用する備品を購入することだが、こういった内容のものなのかと質疑があり、執行部から、公園の整地や除草作業などに必要なスポーツトラクター用の附属備品を購入するものであると答弁がありました。

選挙管理委員会、会計課、債権管理課、市民課、監査委員事務局、福祉事務所、人権啓発課、建設土木課関係につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号室戸勤労者体育センターにおける指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号吉良川まちなみ拠点施設における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、吉良川町並み保存会の役員構成と会長名について聞く質疑があり、執行部から、吉良川町並み保存会は13名の役員で構成されている。現在の理事長は青木準吉氏であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

**○議長（濱口太作君）** ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱口太作君）** 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第2、議案第4号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第26号市道路線の認定についてまで、以上19件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。上山産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（上山精雄君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第4号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第26号市道路線の認定についてまで、以上19件につきましては、今期定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、3月15日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査をいたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第4号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、天災、災害の基準について、どんな小さな台風等でも適用できるのかと質疑があり、執行部から、台風、地震、大雨等全ての災害に該当し、被害規模により適用する。家屋、家財の損害の割合や該当者の年間所得金額により軽減率が決定すると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、災害援護資金の貸付利率等について、市町村が条例で定めることができるよう見直しが行われたとのことだが、全国的に利率の引き下げは行われているの

かと質疑があり、執行部から、今まで利率は3%で固定されていたが、市町村判断で低い利率での貸し付けが可能となった。高知市や他市においても同じような利率や償還方法になっていると答弁がありました。

また、災害援護資金の据置期間及び償還年限はそれぞれ何年かと質疑があり、据置期間は3年、償還期間は10年である。例外として、内閣総理大臣が認めた特別な事項については据置期間は5年となると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市すこやか子育て祝金支給条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、当該出産日の3カ月前から住民基本台帳に記載がある者という条件があるが、期間を3カ月とした根拠は何かと質疑があり、執行部から、改正前は1年という期間であったが、妊娠をしている方、室戸市に移住してきた方にも制度が適用されるように期間を短くしている。ただ、一定室戸市に居住している実態が必要なため、3カ月という期間を設けていると答弁がありました。

また、祝い金を受け取った後に他市町村に移住した場合、どういう対処をするのかと質疑があり、日本国憲法で居住の自由が保障されているため、出産後の居住は強制ではない。申請書においてもチェックを入れる程度にとどめたいと考えており、強制力があるとか返還金が生じるといったことは考えていないと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号室戸市園芸用サポートハウス減額貸付条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、市長が別に定める農業研修として高知県立農業大学校を指定したのはなぜかと質疑があり、執行部から、農業の担い手確保の農業研修機関として県が建設した農業担い手育成センターと高知県立農業大学校が県内の主な施設になっていることから、この2カ所を農業研修機関として定めていると答弁がありました。

また、サポートハウスの費用について1,000平方メートル当たりの貸付料を定めているが、端数の面積についてはどう算定するかと質疑があり、1,000平方メートル当たり25万円としているので、面積で割り戻して計算をする。今回完成予定面積の1,800平方メートルの場合は45万円の算定となると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号室戸市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第6回補正予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、直診勘定歳出1款1項1目一般管理費の14節、往診用タクシー借り上げ料ほかの不用額70万円について、公用車を購入したためタクシー借り上げ料が減額になったとのことだが、往診を行っている医師と対象の患者はそれぞれ何名かと質疑があり、執行部から、往診を行っている医師は現在2名である。患者数については、平成29年度は17名だったが、室戸中央病院に10名程度引き受けてもらったため、今年度は七、八名の往診を行っていると答弁がありました。

事業勘定については、特段質疑がありませんでしたので、省略をいたします。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号平成31年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、事業勘定歳入3款県支出金、1項1目2節、保険給付費等交付金の保険者努力支援分826万9,000円の交付の内容と、前年度から130万円ほど減額になった理由について質疑があり、執行部から、保険者努力支援制度は保健事業に対する保険者の努力に応じた交付金であり、収納率や特定健診、特定保健指導の実施率、ジェネリック医薬品の使用割合等が指標となるが、今年度はそれらの率や割合が低かったため、前年度より減額となったものであると答弁がありました。

次に、直診勘定歳入2款使用料及び手数料の中の1項1目1節、文書手数料の診断書等交付手数料5万円について、診断書の単価は幾らか、また公立病院や医院等で診断書の単価は変わってくるのかと質疑があり、主治医の意見書作成費として歳入を見込んでおり、通常は1件につき5,400円だが、一律ではないと聞いていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平成31年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、介護認定審査会の開催頻度と、室戸市と東洋町の申請者の比率について質疑があり、執行部から、介護認定審査会は毎週木曜日に開催をしており、平成31年度は52回開催予定ということで予算を組んでいる。申請者の比率については、室戸市81.5%、東洋町18.5%であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成31年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、歳出3款3項一般介護予防事業、1目13節のげんきクラブ活動事業委託料367万5,000円について、事業内容と委託先、また短期集中型事業とはどのようなものかと質疑があり、執行部から、げんきクラブは現在22カ所で行われており、平成31年度はふえることを想定して25カ所で活動事業費を計上している。住民が主体となり、各地域において体操やダンス、音楽、調理等を介護予防活動として行っている。短期集中型事業は、65歳以上の生活機能が低下している方を対象に、市が指定したサービス事業所で運動機能向上プログ

ラムを行う事業であると答弁がありました。

次に、3款4項1目包括的支援事業費3,382万1,000円について、室戸市社会福祉協議会にどのような事業を委託しているのかと質疑があり、同協議会には包括支援センターの運営を委託している。事業内容は、総合相談支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防支援事業となっていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成31年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、歳入1款1項1目1節、海洋深層水使用料3,397万2,000円について、前年度から500万円近く増額となっている根拠は何かと質疑があり、執行部から、この使用料については平成30年度の実績見込みにより算定をしている。今年度は企業の新たな養殖事業への取り組み、企業給水による使用料収入の増があり、平成31年度もこれを見込んで算出している。企業給水については、一昨年の大学との共同研究の成果等を受けて販売増につながっているのではないかと分析していると答弁がありました。

次に、歳出1款1項1目13節、貯水タンク設計委託料879万円について、貯水タンクを入れかえるということかと質疑があり、給水先企業の使用水量の増加を受け、昼間の最大使用時には供給量不足が発生している。いろいろ分析をした上で、その対策として新たなタンクの設計業務について今回予算を計上しているものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成31年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成31年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、歳入1款保険料収入の中の1項1目1節、現年度分特別徴収保険料1億2,836万2,000円について、前年度実績に基づいて広域連合から納付金が交付されると思うが、実績が大きく下がった場合、交付金の金額が上乘せされる等の特例はあるかと質疑があり、執行部から、納付金の金額についてはあくまでも前年度実績で算出される。医療費も関連してくるため、医療費が伸びれば納付金の負担額も上昇すると答弁がありました。

また、後期高齢者の対象者数はどのように推移しているかと質疑があり、対象者は、平成28年度末は3,218名、平成29年度末は3,236名、平成31年1月末時点では3,257名であり、微増傾向にあると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成31年度室戸市水道事業会計予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、収入1款2項7目繰入金924万3,000円について、繰入金が下

がってきた理由は何かと質疑があり、執行部から、以前は償還利息が高い時期の利息分を支払っていたが、現在は支払う額が下がっていること、また平成29年度には水道事業の経営戦略作成や簡水統合を行っており、これらの事業経費の2分の1を一般会計から繰り入れしたため、額が大きくなっていたことが原因であると答弁がありました。

次に、支出1款1項2目配水施設改良費の39節、工事請負費1億6,907万円について、前年度より5,000万円ほどの減額になっているが、水道使用量の動向を考慮した場合、事業費をもっと絞り込む必要があるのではないかと質疑があり、工事費の絞り込みはできるだけしていきたいが、国道の配管工事や石綿管の取りかえ工事等、どうしても行う必要がある事業があるため、金額が大きくなっていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号室戸市農業共同作業所における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、今回指定を受ける施設はどの施設になるのか、農機具倉庫は該当するか等質疑があり、執行部から、旧JA土佐あき佐喜浜支所の前にある、いわゆるライスセンターと呼ばれている施設である。農機具倉庫については、今回の指定管理施設には該当しないと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号水産関係施設における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、指定管理者が高知県漁業協同組合となっているが、実際に管理をするのは誰かと質疑があり、執行部から、高知県漁業協同組合佐喜浜支所が実際の管理を行う形になると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号水産関係施設における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号水産関係施設における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号室戸市漁具共同作業所における指定管理者の指定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、高知県漁業協同組合を指定管理者としなかったのはなぜかと質疑があり、執行部から、場所であればこの作業所は高知県漁業協同組合の管轄区域になるが、従来から室戸岬小型船主組合が管理している。そこから外すよりは引き続き同組合に管理を依頼するほうがよいと判断し、再度指定をするものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号市道路線の認定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、突き当たりとなっている道路を市道として認定できるのか、回し場を設置する必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、市道認定の基準としては、路線が系統的で交通上重要であること、国道、県道、市道等に連結している連絡道路であること、また公共施設等に通じるアクセス道路であること等としており、今回の市道はその基準を満たしている。回し場については、道路構造令の基準にのっとり、市道のL字型の部分の車道幅員を6メートル、側溝を左右それぞれ50センチメートルとり合計7メートルの幅員とし、そこで車が旋回できるようにしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第3、議案第27号副市長の選任についてから日程第5、議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第1号室戸市移住促進住宅設置及び管理条例の一部改正についてから日程第5、議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上29件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第1号から日程第5、議案第29号まで、以上29件についての討論を終結いたします。

健康管理のため11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決いたします。

日程第1、議案第1号室戸市移住促進住宅設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成30年度室戸市一般会計第8回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成31年度室戸市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されま



した。

次に、議案第19号室戸勤労者体育センターにおける指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号吉良川まちなみ拠点施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第4号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市すこやか子育て祝金支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号室戸市園芸用サポートハウス減額貸付条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第6回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成31年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成31年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成31年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成31年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成31年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成31年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成31年度室戸市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号室戸市農業共同作業所における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号水産関係施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号水産関係施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号水産関係施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号室戸市漁具共同作業所における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第27号副市長の選任についてを採決いたします。

副市長に久保寛人氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、久保寛人氏の副市長の選任については同意されました。

次に、退任いたします久保副市長から退任の御挨拶があります。久保副市長。

○副市長（久保信介君） 大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

副市長の職を辞するに当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議長を初め議員の皆様方、それから市民の皆様方には、昭和53年の入庁以来、職員として35年間、副市長として6年間、通算41年間にわたりまして何かと御指導、御支援を賜りまして、まことにありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

振り返ってみましても、至らぬことばかりで、反省しか浮かんでまいりませんが、ことし市制施行60周年を迎えました室戸市の歴代助役、副市長の中で最長となります6年間、任を全うできましたことだけが唯一の救いでございます。今後におきましては、これまでと違った立場で大好きな室戸のために自分にできることをしていきたいと考えておりますので、議員の皆様方には引き続き御支援、御指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、我が愛する室戸市が、今後もその輝きをずっと放ち続けますよう、そして議員の皆様方、市民の皆様方、それから市長を初め職員の皆さんのますますの御健勝とさらなる御活躍を心よりお祈りを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。6年間、そして41年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（濱口太作君） 次に、日程第4、議案第28号教育長の任命についてを採決いたします。

教育長に百田貴昌氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、百田貴昌氏の教育長の任命については同意されました。

次に、日程第5、議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

固定資産評価審査委員会委員に植村幸治氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、植村幸治氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については同意されました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第6、議案第30号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては提案理由の説明及び委員会付託を省略することと決しました。

なお、本案につきましては議員全員が提出者、賛成者となっておりますので、質疑及び討論につきましては、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第6、議案第30号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第7、議案第31号室戸市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号につきましては提案理由の説明及び委員会付託を省略することと決しました。

なお、本案につきましては議員全員が提出者、賛成者となっておりますので、質疑及び討論につきましては、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第7、議案第31号室戸市議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会委員長から、委員会において閉会中もお調べが必要と認め、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決しました。

本日出席されている執行部の中で、3月末をもって退職される方が5名おられます。久保総務課長、岡本建設土木課長、川上産業振興課長、竹本学校保育課長、藤本消防長であります。長きにわたり市の行政事務に携わり、今日の室戸市政の基礎を築いた功績は非常に大きいものがございます。健康に十分留意され、それぞれの新しい人生を歩んでいただきたいと思えます。長い間、御苦勞さまでございました。そして、ありがとうございました。（拍手）

休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（濱口太作君） 正会に復します。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整

理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて平成31年3月第2回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時45分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会 議長

室戸市議会副議長

〃 議員

〃 議員